

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（6月末 暫定値）314件（去年同期比-28件）

1 主な犯罪	○空き巣	8件(+2件)
	○自転車盗	88件(+26件)
	○車上ねらい	8件(+2件)
	○部品ねらい	18件(-9件)
	○オートバイ盗	21件(+8件)

特殊詐欺 5件（6月末 暫定値） 被害総額 11,100,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	5件	被害金額	11,100,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和5年6月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	
永田みなみ台		大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	1
永田東		中里	
永田南		通町	
永田北		唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	2
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	2
その他		合計	5

もしもし、〇〇市役所
保険課です。
医療費の還付がありま
すので、ATMに行っ
てください。

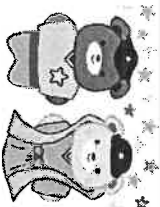


★南警察署からのお知らせ★

○当署管内で、自転車盗やオートバイ盗が多発しています！！
自転車盗は前年に比べ6月末時点で26件増加、オートバイ盗は8件増加しています。
施錠があっても盗まれることから、ダブルロックの心がけや少しの間でも施錠をしましょう。

○当署管内で前兆電話が多発しています！！
電話で「お金」は詐欺です！
不審な電話に出ないために留守番電話の登録をしましょう。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《7月》

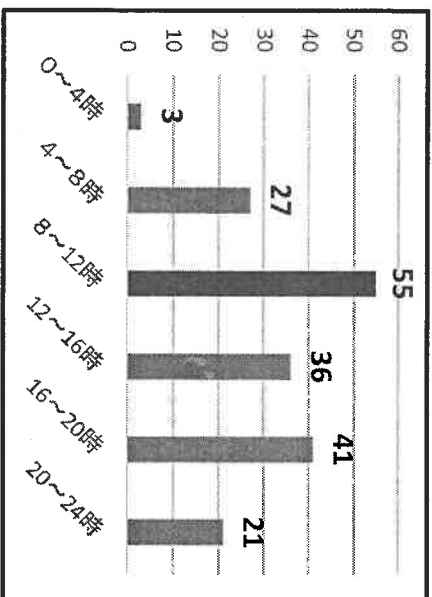
令和5年6月末現在 概数



発生件数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	10396	10157	239
横浜市内	3736	3609	127
南区内	183	170	13

時間帯別発生状況



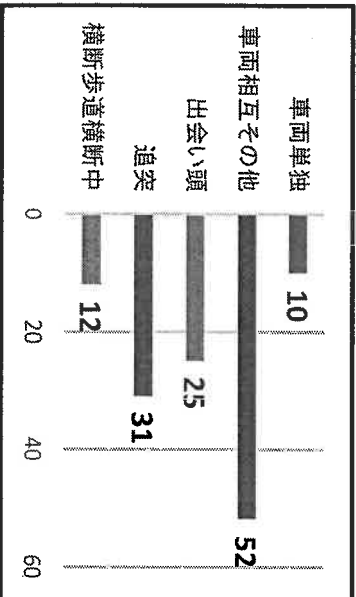
死者数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	58	58	0
横浜市内	16	16	0
南区内	0	1	-1

負傷者数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	12215	11677	538
横浜市内	4328	4062	266
南区内	197	185	12

事故類型別発生状況



関係事故

	令和5年	構成率	増減数
高齢者	61	33.3%	-1
子供	6	3.3%	-5
二輪車	68	37.2%	7
自転車	39	21.3%	-14

南警察署からのお知らせ



夏の交通事故防止運動を実施します！

神奈川県では令和5年7月11日から20日までの10日間、「交通ルールを守って夏を楽しく安全に」をスローガンとして夏の交通事故防止運動を実施します。シジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。

町名別発生状況

町名	令和5年	令和4年	増減数	町名	令和5年	令和4年	増減数
万世町	1	0	+1	平楽	1	1	0
三春台	1	0	+1	庚台	0	0	0
中島町	1	3	-2	弘明寺	0	0	0
中村町	9	4	+5	弘明寺町	5	1	+4
中里	8	6	+2	新川町	2	3	-1
中里町	0	0	0	日枝町	1	0	+1
二葉町	1	0	+1	東藤田町	2	1	+1
井土ヶ谷上町	2	5	-3	榎町	1	2	-1
井土ヶ谷中町	3	5	-2	永楽町	2	2	0
井土ヶ谷中町	5	4	+1	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	5	8	-3
八幡町	1	1	0	永田南	2	1	+1
六ツ川	15	27	-12	永田台	1	0	+1
共進町	4	3	+1	永田山王台	1	1	0
別所	12	13	-1	永田東	6	4	+2
別所中里台	0	1	-1	浦舟町	10	5	+5
前里町	6	6	0	清水ヶ丘	0	4	-4
南吉田町	5	0	+5	白妙町	0	1	-1
南太田	8	6	+2	白金町	2	6	-4
吉野町	5	3	+2	真金町	1	3	-2
唐沢	0	0	0	睦町	7	5	+2
堀ノ内町	2	3	-1	花之木町	1	1	0
大岡	8	8	0	若宮町	1	0	+1
大橋町	0	1	-1	藤田町	1	0	+1
宮元町	12	7	+5	西中町	4	0	+4
宿町	4	2	+2	通町	6	7	-1
山玉町	1	0	+1	高根町	4	4	0
山谷	0	0	0	高砂町	3	2	+1

～安全は心と時間のゆとりから～

令和5年火災・救急概況

南消防署
1月1日～6月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和5年	令和4年	増△減	
火災件数	25	14	11	
火災種別	建物	18	11	7
	林野	0	0	0
	車両	1	0	1
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	6	3	3
焼損床面積 (㎡)	177	36	141	
死者(人)	1	0	1	
負傷者(人)	6	2	4	
主な火災原因	放火(疑い含む)	6	4	2
	こんろ	4	2	2
	たばこ	3	3	0
	配線器具	3	1	2
	電気機器	1	1	0
救急出場件数	7,235	7,220	15	
救急種別	急病	5,248	5,141	107
	一般負傷	1,302	1,325	△23
	交通事故	227	240	△13
	その他	458	514	△56

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和5年	令和4年	増△減	
火災件数(件)	378	334	44	
焼損床面積(㎡)	4,031	3,096	935	
死者数(人)	7(0)	8(1)	△1	
負傷者数(人)	57	63	△6	
救急出場件数(件)	116,999	113,227	3,772	
救急種別	急病	82,507	79,056	3,451
	一般負傷	21,173	20,978	195
	交通事故	4,219	4,230	△11
	その他	9,100	8,963	137

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
行政区別件数	鶴見	31	24	7	8,958	8,442	516
	神奈川	28	27	1	7,296	6,923	373
	西	19	18	1	4,853	4,660	193
	中	39	28	11	8,540	8,069	471
	南	25	14	11	7,235	7,220	15
	港南	12	21	△9	7,039	6,715	324
	保土ヶ谷	14	17	△3	6,314	6,301	13
	旭	21	22	△1	7,655	7,535	120
	磯子	9	12	△3	5,327	5,174	153
	金沢	22	13	9	6,252	6,040	212
	港北	42	29	13	9,352	8,873	479
	緑	15	17	△2	5,186	5,088	98
	青葉	19	16	3	6,955	6,940	15
	都筑	15	11	4	5,068	4,835	233
	戸塚	28	35	△7	8,660	8,181	479
	栄	7	12	△5	3,703	3,587	116
	泉	13	12	1	4,563	4,736	△173
	瀬谷	19	6	13	4,013	3,886	127

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	1	
寿東部連合町内会	3	2分団
中村地区連合町内会	2	
蒔田連合町内会	2	3分団
お三の宮地区連合町内会	2	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	4分団
北永田地区連合町内会	1	
永田みなみ台連合自治会	0	5分団
本大岡地区町内会連合会	5	
大岡地区連合町内会	1	
別所地区連合町内会	1	6分団
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	2	
六ツ川大池地区連合自治会	1	1～6分団
連合未加入自治会、その他	1	
合計	25	

裏面あり

夏のレジャー時期に 火災を防ぐための7つのルール



横浜市消防局
マスコットキャラクター
ハマくん

レジャー時期は火気器具（カセットコンロやガスボンベ）の取り扱いや、花火による火災・事故が起こりやすくなります。これらの事故は誤った使用方法や不注意により引き起こされます。火の取り扱いには十分に注意して楽しい夏を過ごしましょう！

- 1 使用方法・注意事項は守りましょう
- 2 広くて安全なところで遊びましょう
- 3 周囲に燃えやすいものを置かないようにしましょう
- 4 火気の近くで消毒用アルコールの使用はやめましょう
- 5 風の強いときに花火をするのはやめましょう
- 6 子どもだけで花火をしないようにしましょう
- 7 水バケツを用意するなど火の後始末は確実に
行いましょう



令和5年度 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

- 1 令和5年9月21日(木)～9月30日(土)の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
高齢者 模範を示そう 交通マナー



運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◆◆◆令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◆◆◆

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神奈川区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港南区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保土ヶ谷区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯子区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金沢区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港北区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青葉区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都筑区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸塚区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬谷区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横浜市内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- ・9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、キャンペーンを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

交通安全に対する国民の意識を高めるため、2008年に国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

(9月30日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- ・地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- ・各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- ・衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- ・自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- ・子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・高齢者、子ども、二輪車運転者及び自転車利用者など、対象に応じた交通安全教育を積極的に推進します。
- ・広報の働きかけや交通事故分析資料の提供を積極的に推進します。
- ・交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- ・キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- ・交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- ・交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を強化します。
- ・二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- ・交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- ・道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- ・夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- ・シートベルトやチャイルドシート着用の必要性とその効果について正しく理解し、すべての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- ・酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- ・関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323

自治会町内会長 様

区連会 7月定例会説明資料
令和5年7月20日
市民局地域活動推進課
健康福祉局地域支援課

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の 結果報告及び今後の対応案について

3月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

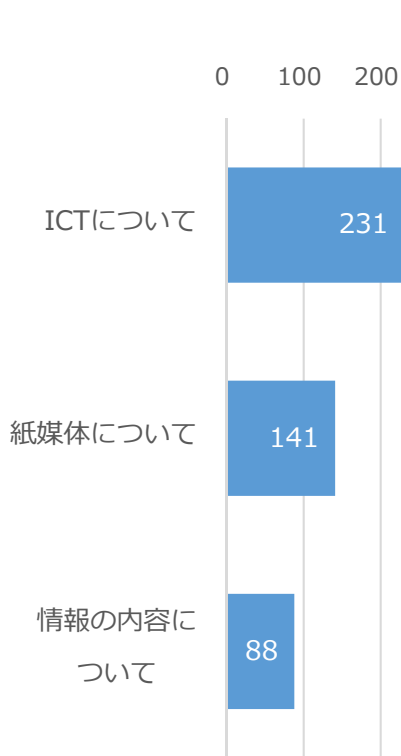
1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知	上位3位 (%)
<方法>「資料+説明」が適切	
・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）	64
・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）	57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）	44
<改善すべき点>	
・資料の分かりやすさ	52
・情報量の多さ	41
・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）	38
(2) 委嘱委員の推薦（委嘱委員の候補者探しが「難しい」:56%、「やや難しい」:28%）	
<難しい理由>	
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった	67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった	49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	49
(3) 候補者推薦における横浜市の関わり	
<支援のうち期待する取組>	
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減	47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付	39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境	26
(4) 民生委員・児童委員の推薦	
<令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由>	
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった	35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった	34

裏面あり

2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知について【意見：488人】



<ICTについて：231件>

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

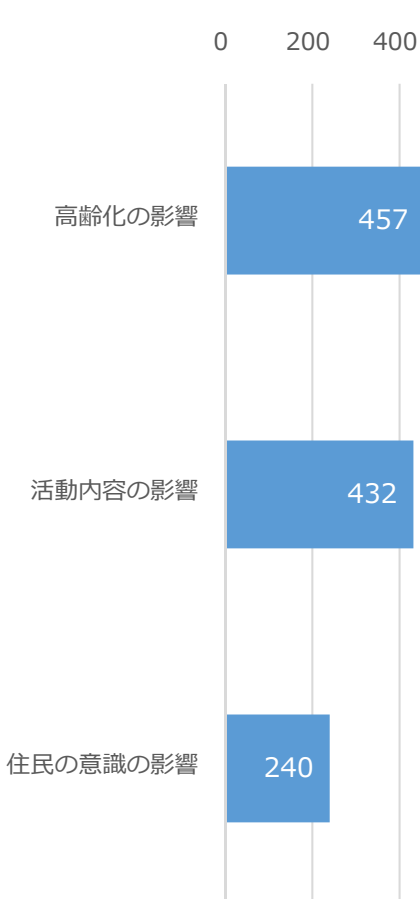
<紙媒体について：141件>

- ・横浜市からの情報は高齢者をかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

<情報の内容について：88件>

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

(2) 委嘱委員の候補者探しについて困難と感ずる点【意見：993人】



<高齢化の影響：457件>

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

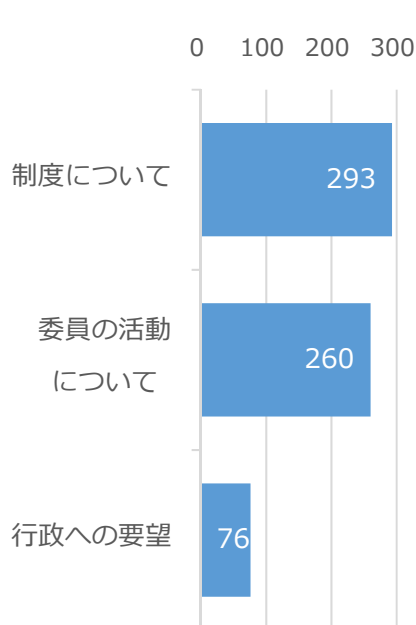
<活動内容の影響：432件>

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が伸びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

<住民の意識の影響：240件>

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

(3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



<制度について：293件>

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

<委員の活動について：260件>

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

<行政への要望：76件>

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

3 今後の対応案

(1) 横浜市からの情報周知について

ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料+説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

(2) 委嘱委員の推薦事務等

ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しを図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

(3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉 担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口 電話 045-671-2317 電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp 〈民生委員・児童委員の推薦について〉 担当 健康福祉局地域支援課 村山 電話 045-671-4046 電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp
--

青少年指導員の年齢要件の見直し等について

【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任 70 歳未満、再任 75 歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

1 年齢要件の見直しについて

(1) 見直しの理由

ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で 65 歳未満、再任で 70 歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し 5 歳引き上げることになりました。

(2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65 歳未満、再任 70 歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70 歳未満、再任 75 歳未満

(3) 実施時期

令和 5 年 7 月から

2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

3 今後のスケジュール（予定）

7 月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11 月 市町内会連合会定例会（第 29 期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2 月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324



南区制 80 周年記念誌を発行します！

南区は、令和5年12月1日に区制80周年を迎えます。この記念の年を区全体で祝い、今後の更なる南区の発展の契機とするために、記念誌を発行します。

○内容

多くの区民に愛されている区の花「さくら」、南区誕生から現在に至る歴代の区庁舎、戦前・戦後の南区の発展を支えた路面電車をテーマに、約200点の写真を盛り込み、その歴史をまとめています。

○仕様

62 ページ、A4 サイズ、カラー版

○発行部数

2,000 部



【販売店舗】

- ・有隣堂（伊勢佐木町本店、ルミネ横浜店、横浜駅西口ジョイナス店、戸塚モディ店）
- ・弘明堂書店（南区通町）
- ・大林堂書店（南区弘明寺町）
- ・柴田書店（南区白妙町）
- ・ふれあいコーヒーショップ『にこにこみなみ』（南区役所内）
- ・横浜市市民情報センター（市庁舎3階）

【販売期間】

令和5年7月27日（木）～12月末（予定）

【販売価格】

500 円（税込）

（参考）

特設サイトで、南区制80周年記念イベントを情報発信しています

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/shokai/minami80/mainsite.html>



お問合せ先

南区区政推進課長 高村 倫未 Tel 045-341-1231



区連会説明資料
令和5年7月20日
南区総務課

南区制 80 周年記念事業について（情報共有）

1 「南区制 80 周年記念ロゴマーク」の提供について （問い合わせ：総務課庶務係 341-1224）



どなたでも各種印刷物やイベント等で使用いただくことができます。ぜひご活用ください！ロゴマークを使用する際は、「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」の提出をお願いします。ロゴマークのデータはホームページからダウンロードできます。

2 「南区制 80 周年記念」名称使用事業の募集について （問い合わせ：地域振興課 341-1235）



「南区制 80 周年記念」の名称を使用して区制 80 周年を祝うための事業を募集しています。地域で開催する各種事業で、該当する事業がありましたらお申込みくださいますようお願いいたします。

3 南区で撮影した思い出の写真の募集について （問い合わせ：区政推進課企画調整係 341-1232）



「#みんなで作る南区動画」制作にあたり、区内で撮影した思い出の写真とエピソードを募集しています。ぜひご応募ください！
（写真募集にあたりイメージ動画を公開しています。）



令和5年度南区制80周年記念事業一覧（令和5年7月11日現在）

No.	開催日	イベント名
1	1月11日～9月29日	#みんなで作る南区動画
2	4月1日～配布終了まで	普及花 コスモス（秋桜）の種配布
3	4月23日	風は南からジョイントコンサート Vol18 【南区コーラス団体連絡会】
4	4月～6月	クラシックギター教室【ギターアンサンブル四季】
5	5月～令和6年3月	みんなでおどろう「南区音頭」
6	6月1日	歯と口の健康習慣&世界禁煙デーイベント
7	6月25日	南区薬物乱用防止キャンペーン【南区薬剤師会】
8	6月（2回）	クラシックギター教室（ワークショップ）【ギターアンサンブル四季】
9	6月16日～7月6日	みんなで紡ぐ南区エピソード写真展① 南センター
10	7月1日	交通安全&防犯ウォークラリー【大岡地区連合町内会】
11	7月14日～8月3日	みんなで紡ぐエピソード写真展② 永田地区センター
12	7月27日	南区制80周年記念誌の発行【南区制80周年記念事業実行委員会】
13	7月29日～30日	南区・御殿場ふれあいキャンプ2023【南区青少年指導員協議会】
14	7月	独奏と重奏発表会【ギターアンサンブル四季】
15	7月～令和6年3月（3回）	「小・中学生のための和太鼓教室」【久良岐太鼓】
16	8月4日	認知症普及啓発講演会「聞いてみよう！認知症のこと～人生100年時代 認知症をおそれない～」
17	8月6日	南区環境講演会「夏休みに親子で考える身近な環境問題」

18	8月10日～8月30日	みんなで紡ぐエピソード写真展③ 大岡健康プラザ
19	8月26日	第1回大岡ふれあいまつり【大岡地区連合町内会】
20	8月26日	第2回大岡地区こどもクラブまつり【大岡地区連合町内会】
21	9月2日	ふれあい会【マークミュー上大岡自治会】
22	9月7日	南区人権啓発・自殺対策事業講演会
23	9月9日	第34回南区吟剣詩舞道連盟発表大会【南区吟剣詩舞道連盟】
24	9月17日	南区読書活動推進講演会
25	9月25日	南区生涯学習講座「関東大震災から100年横浜復興と関西村」
26	10月1日	いきいきふれあい南なんデー 【いきいきふれあい南なんデー実行委員会】
27	10月1日	商店街朝市（いきいきふれあい南なんデーと同時開催）
28	10月3日	テレ朝出前講座「災害報道の舞台裏」（仮）
29	10月8日	日本語によるベートベン第九演奏会【横浜みなみ合唱団】
30	10月9日	第13回大岡地区健康福祉まつり【大岡地区連合町内会】
31	10月28日	南の風はあったかい つなぐ・つなげる・つながるバザー
32	10月下旬	介護予防セミナー
33	10月	いきいき音楽会【ギターアンサンブル四季】
34	11月3日	南の丘トレイルウォーキング【南区スポーツ推進委員連絡協議会】
35	11月3日～5日	第48回南区文化祭【南区文化祭実行委員会】

36	11月5日	清水ヶ丘公園 防災スマイリングフェア 2023 【横浜緑地・協栄パートナーズ】
37	11月11日 (一斉清掃日)	つながり清掃ウォーク (つながり清掃月間 11月1日~30日)
38	11月上旬	みなっち杯えきでん
39	11月中旬	権利擁護普及啓発事業
40	11月25日	みなみ区民DAY
41	11月	みんなのわっ！フェスタ【みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ】
42	11月	区の花「さくら」記念植樹
43	12月1日	南区制80周年記念式典【南区制80周年記念事業実行委員会】
44	12月3日	令和5年度(第43回)ボイス・オブ・ユース(青少年の主張) 【南区青少年指導員協議会】
45	12月9日	南地区音楽祭【大岡地区連合町内会】
46	12月	小さな音楽会【ギターアンサンブル四季】
47	12月	みなっちランニングフェスタ【南区スポーツ協会】

区連会 7月定例会資料
令和5年7月20日
南区福祉保健課

地区連合自治会町内会長 各位

いきいきふれあい南なんデー実行委員会
委員長 池田 嘉宏



「南区制 80 周年記念 第 32 回いきいきふれあい南なんデー」
ポスターの掲示及び開会セレモニーへの出席について（依頼）

盛夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから、保健福祉の向上に御支援、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も昨年度に引き続き、「第 32 回いきいきふれあい南なんデー」を 10 月第一日曜日に南区役所・南公会堂において開催いたします。

つきましては、8 月下旬頃（予定）にポスターを掲示板数、自治会町内会長宅へお届けしますので、掲示をお願いします。

また、次のとおり開会セレモニーを開催いたしますので、各地区連合自治会町内会長の皆さまにおかれましては、御多忙のところ誠に恐縮でございますが、御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

1 開会セレモニー概要

(1) 日時：令和 5 年 10 月 1 日（日）午前 10 時から

※ 開会セレモニーは 15 分程度を予定しております。

(2) 会場：南公会堂ホール（南区浦舟町 2-3-3 南区役所 3 階）

2 来賓受付

南区役所 3 階 公会堂ロビー

※ 大変恐れ入りますが、午前 9 時 50 分までにお越しくださいますよう、お願い申し上げます。

<参考>南区制 80 周年記念 令和 5 年度第 32 回いきいきふれあい南なんデー開催概要（予定）

【日時・会場】令和 5 年 10 月 1 日（日）10 時～14 時 南区役所、南公会堂

会場	内容	時間	詳細
公会堂ホール	開会セレモニー	10:00～10:20	挨拶、来賓紹介、開会宣言等
	講演会（午前）	10:30～12:00	※かかりつけ医・予防救急関係で調整中
	発表会（午後）	13:00～14:00	福祉活動団体等の発表で調整中
多目的ホール（1 階）	啓発（パネル展、物販）	10:00～14:00	調整中
ロビー（1 階）	商店街朝市		
4 階健診フロア	健康相談、各種測定等		
7 階会議室	医療相談、福祉体験等		
区役所内で調整中	トップスポーツチーム（マリノス）との連携イベント		

※ 会場内の回遊性を高めるため、スタンプラリーなどの実施

事務局 南区役所福祉保健課運営企画係 関、脇 電話 341-1182

(地区連合) 自治会町内会長 各位

令和5年12月1日付け民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦について

1 依頼事項

(1) 内容

民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、民生委員・児童委員については地区推薦準備会、主任児童委員については連合地区推薦準備会(以下「推薦準備会」という)を開催のうえ、候補者の推薦をしていただきますようご協力をお願い申し上げます。

令和5年につきましては、欠員地区及び増員地区のみの候補者推薦となり、任期は次期一斉改選(令和7年11月30日)までとなります。

なお、欠員補充及び増員のある該当地区の自治会町内会長あてには、別途依頼文と資料を直接郵送いたします(7月下旬頃)

(2) スケジュール

ア 推薦準備会の開催時期(令和5年8月～9月)

イ 関係書類の区への提出期限(令和5年9月中旬頃)

2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) 「推薦人の選出」については、必ず(地区連合)自治会町内会及び地区民生委員児童委員協議会の代表の方を推薦人としてください。この両者が出席しない場合、推薦準備会が開催できないことになっておりますのでご注意ください。

また、推薦準備会の進行においては、一部の方によって意思決定に影響が与えられることがないように、円滑かつ公正な運営をお願いします。

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件の確認をお願いします。

3 添付資料

(1) 令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程 (別紙1)

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の手続 (別紙2)

(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動 (別紙3)

(4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(別紙4)

4 その他

区連会2月定例会においてご依頼をさせていただいた欠員補充につきましては、令和5年7月1日付けで3名の方を委嘱させていただくことができました。

お忙しい中、多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

南区福祉保健課運営企画係

担当：関・鈴木

電話：341-1181

地区連合自治会町内会長 各位

南区休日急患診療所 建替工事の終了に伴う移転のお知らせ

南区医師会が所有する南区休日急患診療所（南区宿町4-76-1）の建物は令和5年8月に現地での建替えが完了し、9月3日（日）から元の場所で診療を再開します。

仮診療所（永楽町）は8月27日（日）まで診療します。

1 南区休日急患診療所の概要について

(1) 所在地

南区宿町4-76-1（最寄り駅：横浜市営地下鉄ブルーライン 蒔田駅）

(2) 診療時間

日曜・祝日、12月30日～1月3日 10時～16時（受付は9時30分～15時30分）

(3) 診療科目

内科・小児科、（耳鼻咽喉科・年8回程度）

(4) 電話番号：711-7000

※南区医師会事務局、訪問看護ステーション、南区在宅医療相談室等が併設されています。

2 広報について

利用者に混乱がないよう、令和5年8月号「広報よこはま南区版」で周知を行います。併せて区医師会でもホームページで広報を行います。

3 案内図



※9月3日（日）
から診療開始

お元気で21健診

年に1回は受診！ フレイル対策に取り組みましょう！

区役所会場は、希望者には**物忘れ度チェック**もお受けいただけます！



開眼片足立ち



握力



5m歩行

タッチパネル
で簡単！



受診者全員に
歯**ブラシ**プレゼント



問診 + 3つの体力測定 + **物忘れ度チェック** (希望者のみ) + 結果説明

会場	日程	時間	定員	申込開始日
南区役所 (1階多目的 ホール)	6月29日(木)	10時~11時	30人	5月11日(木) 9時から
	10月10日(火)	14時~15時	30人	9月11日(月) 9時から

終了しました

問診 + 3つの体力測定 + 結果説明

会場	日程	時間	定員	申込開始日
六ツ川一丁目 コミュニティハウス	9月29日(金)	14時~15時	30人	8月14日(月) 9時から
大岡地区センター	11月30日(木)	10時~11時	30人	10月11日(水) 9時から

対象 おおむね65歳以上の方

申込

会場毎、事前申し込み制
(受付時間を分散して実施)

主催・問合せ

南区役所 高齢・障害支援課 電話 341-1140 FAX 341-1144

令和 5 年度 災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援に関し、今後の取組を、次のとおりお知らせします。

1 災害時要援護者名簿及び地図のお渡し時期等について

(1) お渡し時期について

名簿のお渡しにつきましては、新たに名簿に登載される方に自治会・町内会への個人情報提供の確認をさせていただくため、令和 6 年 1 月頃に予定しております。

昨年同様、協定締結済の自治会町内会長宛て郵送（一般書留） 予定です。

(2) 地図及び支援物品の受領等に関する意向確認について

要支援者の住所を記載した「**地図及び支援物品**」については、名簿お渡し後にご希望の自治会・町内会に配付いたします。

ご意向について、8 月末までに返信用封筒にてご報告をお願いします。

2 全体説明会について

災害時要援護者支援事業の取組概要についての全体説明会を以下のとおり開催します。

【開催日時】

令和 5 年 8 月 28 日（月） 18 時 00 分～19 時 30 分

（場所：南区役所 1 階多目的ホール※WEB 参加可）

【参加方法】

8 月 15 日（火）までに、FAX（241-1151）か、お電話（341-1225）または、
e メール（mn-3pj@city.yokohama.jp）でお申込み下さい。

※詳細につきましては、別添のチラシをご覧ください。

3 名簿の提供を行っていない自治会町内会へのご案内について

名簿の受領についてご検討いただくため、事業の概要、名簿の受領方法、名簿を活用した取組事例等に関する資料をお送りします。

【参考】

1 災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

2 地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要とされています。また、近年では震災だけではなく、風水害への対策の必要性も高まっています。

要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 (情報共有方式)	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 (手上げ方式)	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募って名簿を作成します。

※2つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

【区の名簿の特徴】

- 個人情報の収集に必要な本人への確認手続を区が行います。
- 支援が必要な方の情報を得られます。
- 一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。
- 名簿と併せ、要援護者の居所を記した地図を提供します。

是非ご検討
ください！



【区の名簿を提供した自治会町内会数】

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
204	168

※令和5年5月末時点

災害発生時に備えた取組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日ごろからの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法を検討したり、訓練等を実施します。



できる範囲で
取組みをお願いします！

3 区役所の取組

南区では、自治会 町内会へ要援護者名簿を提供する他、様々な取組を実施します。

要援護者支援の取組に関する相談支援

① 説明会の開催【8/28（月）】

名簿提供の手続き、個人情報の取扱い、名簿を活用して実際に地域で行われている事例等を紹介する、説明会を開催します。

参加方法は別紙をご覧ください。



ご参加をお待ちしています。



② 「ご近助講座」の開催【通年】

職員が地域にお邪魔してご説明・意見交換を行う「ご近助講座」を年間を通じて開催します。

○日程：希望する曜日・時間（土日、夜間もOK!）

○内容：事前ご要望を伺い、希望する内容で実施します。

○申込・問合せ：総務課防災担当（341-1225）



4 取組の全体像

【自治会町内会】

○要援護者の災害発生時の安否確認、避難支援などにつながる取組実施。

- ・区の名簿の活用による要援護者の把握
- ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・自治会行事への参加による要援護者と地域住民との関係づくり
- ・避難訓練の実施など。 ※できる範囲で取り組んでください。

と、いわれても・・・

- 具体的に何をすればいいの？
- もっと基本的なことを一から教えてほしい。
- 区から名簿を受け取る方法を教えてほしい。
- 名簿は受け取ったがどう活用すればいいの？
- 個人情報の取扱いで注意することは？ 等々

相談・助言

【区役所】

【南区要援護者支援3課プロジェクト】

総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課がプロジェクトをつくり、地域の取組を支援します。

要援護者名簿（地図）等の提供、「ご近助講座」の開催等

【問合せ先】	災害時の自助・共助に関すること	総務課	341-1225
	災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
	災害時要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136

自治会町内会ご担当者様向け 災害時要援護者支援 に関する説明会



災害に備え、日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となり、いざという時の助け合いにつながります。

すでに協定締結して名簿を受領しているけど、どのように取り組んだらよいか悩んでいる自治会町内会や、これから名簿を受領しようとしている自治会町内会、新しく会長になられた方等ぜひご参加ください。

【開催日時】

令和5年8月28日(月) 18時00分～19時30分
(場所: 南区役所1階多目的ホール※WEB参加可)

【内容】

(第一部)

- ・事業概要説明
- ・災害時要援護者名簿について
(受領方法、個人情報の取扱い)

(第二部)

- ・自治会町内会事例発表



昨年度の様子

【参加方法】

8月15日(火)までに、FAX(裏面)か、お電話(341-1225)または、
eメール(mn-3pj@city.yokohama.jp)でお申込み下さい。

～お電話・eメールでお申し込みの際は、下記の項目をお知らせください。～

- ①自治会町内会名
- ②参加希望日
- ③参加人数
- ④代表者のお名前・ご役職
- ⑤代表者のご連絡先
- ⑥参加方法(会場出席・Web参加)

問合せ・申込先: 南区 災害時要援護者支援3課プロジェクト
(総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課)
総務課防災担当 TEL 341-1225 / FAX 241-1151

令和5年度災害時要援護者支援の地図等の意向調査及びアンケートについて

自治会町内会名：

毎年の災害時要援護者名簿の提供にあたっては、定期的な見守り等に役立てていただくため、要援護者の居所を記載した「地図」及び「支援物品」を名簿とともに提供させていただいております。ご希望の有無について、ご記載のうえご返送をお願いいたします。

併せて、各自治会・町内会における災害時要援護者支援の取組の状況と今後の支援の推進への参考とさせていただくため、可能な範囲で記載をお願いします。

- ・ 要援護者の居所を記載した「地図」のご希望について
 希望する 希望しない
- ・ 要援護者の訪問時の配付用などに活用していただく「支援物品」のご希望について
 希望する 希望しない

支援物品
防寒防風アルミシート（予定）

災害時要援護者とは、地震などの災害発生時に

- ・ 必要な情報を把握し、状況を把握することへの支援が必要な方
- ・ 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な方をいいます。

<参考>

【1】 災害時要援護者支援の取組みに状況について（複数回答可）

- 具体的な取組は行っていない
- 定期的な訪問や、イベント参加への声掛けなどを行っている
- 民生委員等により、見守りを行っている。
- 要援護者ごとに災害発生時の避難誘導担当者を決めている。
- 防災訓練での避難の際に、要援護者の安否確認をしている。
- その他 [

【2】 災害時要援護者支援を進める（継続する）うえで、課題はありますか（複数回答可）

- 個人情報の取扱いが心配である
- 発災時に支援できるか心配である
- 地域の理解が得られない
- 自治会・町内会未加入者への対応
- 担い手不足
- その他 [

○参考となる取組事例や取組で困っていること、区役所へのご意見

ご協力ありがとうございました。8月31日（木）までに、返信用封筒でお送りください。

問合せ先 南区高齢・障害支援課 高齢・障害係
TEL：341-1136 FAX：341-1144



南区制80周年記念
令和5年度南区読書活動推進事業

参加費
無料

五木 寛之氏講演会



読むことと話すこと

9月17日(日)
14:00~15:00
(開場13:00)

会場 ▶ 関東学院中学校高等学校
グレセット礼拝堂
(詳細はチラシ裏面)

定員 ▶ 800人 応募多数の
場合は抽選

対象 ▶ 南区在住、在勤、在学者優先

保育 ▶ 1歳以上の未就学児5名まで
(多数の場合抽選)

申込方法 ▶ ・申込フォーム
・申込書(チラシ裏面)
・はがき

申込締切 ▶ 8月25日(金)必着

講師略歴

五木 寛之 いつき ひろゆき

1932年、福岡県に生まれる。戦後、北朝鮮より引揚げ。早稲田大学文学部ロシア文学科中退。1966年、『さらばモスクワ愚連隊』で小説現代新人賞、『蒼ざめた馬を見よ』で第56回直木賞、『青春の門』で吉川英治文学賞を受ける。2002年度第50回菊池寛賞、2010年、NHK放送文化賞、第64回毎日出版文化賞特別賞を受賞。小説以外にも幅広い批評活動を続ける。代表作に『風に吹かれて』『朱鷺の墓』『戒厳令の夜』『蓮如』『風の王国』『大河の一滴』『TARIKI』『親鸞』(全6巻)などがある。日本芸術院会員。

<個人情報の取扱いについて>

お預かりした個人情報は本講演の通知のみに利用し、その他の目的に使用することはありません。また、第三者に提供・委託することはありません。

詳細は横浜市南区ホームページ

南区 読書活動推進講演会

検索

申込はこちらから ▶
(申込フォーム)



南区区連会承認第19号
掲示期間：令和5年8月25日まで

お問合せ

南区役所地域振興課
南図書館

【電話】045-341-1238
【電話】045-715-7200

【FAX】045-341-1240
【FAX】045-715-7271



令和5年度 南区人権啓発・自殺対策事業講演会

幸せをつくるメンタルヘルス

～互いに人権を尊重し、より良い地域社会づくりに向けて～



講師

おおたわ史絵(ふみえ)

* 総合内科専門医 法務省矯正局医師

より良い地域社会づくりに向けて、私たちはどんな取り組みや対策が必要なのか。

精神的な病を抱えている人への偏見や差別をなくし、互いに人権を尊重しあう地域社会に向けて、講演会を機会に皆さんと一緒に考えてみませんか。

また、自分らしく生きていくために大切な、「心の健康(メンタルヘルス)」について、職場や家庭でどう捉え、対策していくのか、学んでみませんか。

9月7日(木)

14:00~15:30

(開場 13:30)

会場

みなみん

(南公会堂) 講堂

※参加無料、要約筆記あり
一時保育あり(要申込)

定員

500名 (事前申込み制、**先着順**。)

申込

申込フォーム(HP)またはメール・FAXからの申請

申込期間: 令和5年8月11日(金)から9月1日(金)まで

- 区役所HP又は二次元コードから申込できます。
- **定員に達し次第、申込み受付は終了とします。**



※ メール・FAXで申込む場合は、「人権啓発講演会申込み」と明記のうえ、

①氏名、②住所、③連絡先電話番号・e-mailアドレスを記載してください。

一時保育が必要な方は、その旨も記載してください。

【主催】横浜市南区役所

【問合せ】総務課 E-mail: mn-syomu@city.yokohama.jp

FAX: 045-241-1151 ☎: 045-341-1224

南区イベント 人権



南区では、約2万人*の方がマイナンバーカードを申請されたものの、まだお受け取りになっていません。マイナポイント申込期限の9月は、窓口が混雑します。

*令和5年4月末時点

交付通知書（はがき）が届いたら、

カードの受取は お早めに!

カード受取には、予約が必要です。
インターネット、または電話でご予約ください。

南区の方は、次の2か所でお受け取り可能です。

※再交付、任意代理人による受取の場合は、南区役所でのみ受取可能。

土日・祝日も
受取可能!

・南区役所6階

南区浦舟町2丁目33番地

受付時間:

月～金 午前8時45分から午後5時まで

第2・第4土曜日のみ開庁 午前9時から12時まで

(祝日と重なった場合も開庁)

・上大岡マイナンバーカード 特設センター

港南区上大岡西一丁目18番3号
ミオカ リスト館2F

受付時間:

月・火・金 午前11時30分から午後7時15分まで

土・日・祝 午前9時00分から午後4時45分まで

※申請者ご本人が中学生以下の場合や病気、身体の障害等やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる場合は、代理人による受取も可能です。

詳しくは、横浜市マイナンバーカード専用ダイヤルにお問い合わせいただくか、市ホームページ(「横浜市 代理人によるマイナンバーカードの受け取り」で検索)でご確認ください。



カードの受取方法・受取予約は▶▶▶
横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

0120-321-590



これからマイナンバーカードを作る方は、「横浜市マイナンバーカード申請」で検索、もしくは、左記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

南区区連会承認第17号

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課



電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 29 階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ガイドライン ・使用取扱要領 	(策定中（※2）)

（※1） BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※2） 公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

令和5年7月20日

自治会町内会長各位

政策局大都市制度推進本部室長
南 区 長

令和5年度特別市制度説明会の開催について

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向けて取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供できるようになります。

特別市制度を実現するためには、市民の皆様には特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。

そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、自治会町内会の皆様を対象に、下記のとおり説明会を開催いたします。お手数をおかけしますが、各自治会町内会の参加者の取りまとめにつきまして、御協力をお願いします。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時 10月3日（火） 14時～15時30分（13時45分開場）
- (2) 場所 みなみん（南公会堂）
- (3) 内容 山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象 **自治会町内会の皆様**

※より多くの方に「特別市」について知っていただきたいため、**各自治会町内会から2～3名の出席**をお願いします。

2 依頼事項

各自治会町内会で参加者を取りまとめていただき、**9月1日（金）まで**にお申し込みをお願いします。

3 申込方法及び提出先

申込用紙に必要事項を記入して、電子メールまたはFAXで提出してください。

【提出先】南区役所 区政推進課 企画調整係

○FAX：341-1240

○電子メール：mn-kikaku@city.yokohama.jp

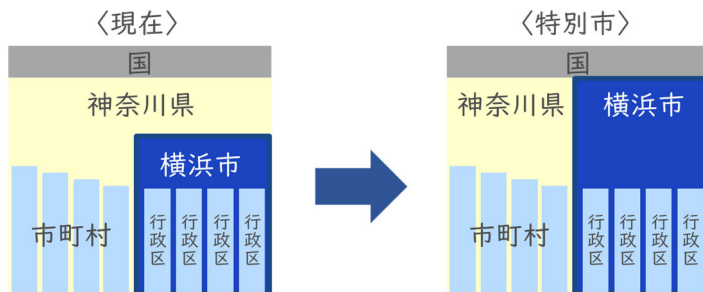
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

<特別市のイメージ>

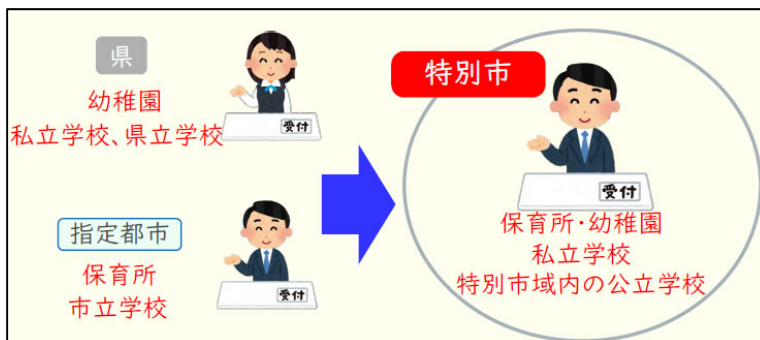


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

令和5年度 特別市制度説明会

日時 10月3日(火) 14時開始(13時45分開場)

15時30分終了予定

場所 みなみん(南公会堂)

《 申込用紙 》

提出先:南区区政推進課

メール:mn-kikaku@city.yokohama.jp

FAX :341-1240

自治会町内会名 _____

	お名前	役職・活動など
1		
2		
3		

※ 特別市について、御意見、御質問がある場合は御記入をお願いします。

小児医療費助成制度のポスター掲出について(依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、中学3年生までのすべてのお子様さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、小児医療費助成制度について、令和5年8月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、地域の皆様に広く制度を知っていただくため、各自治会・町内会の掲示板へのポスターの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

【担当】

健康福祉局生活福祉部医療援助課

菊池・加藤

電話：671-4115

FAX：664-0403

E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

8月から

横浜市は
中学生までの
医療費を
無料
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、個別にご案内をお送りしています。[※]

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで